



大津市公報

令和3年2月13日
号外(第5号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 規 則
 - 10 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和3年2月13日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第10号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成21年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第33条第1号中「同条第6項」を「同条第8項」に、「第4項」を「第6項」に改め、同条第2号中「同条第5項」を「同条第7項」に改め、同条第8号中「第16条の2」を「第16条の2第1項」に改め、同条中第74号を第76号とし、第33号から第73号までを2号ずつ繰り下げ、同条第32号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第34号とし、同条第31号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第33号とし、同条第30号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第32号とし、同条第29号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第31号とし、同条第28号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第30号とし、同条第27号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第29号とし、同条第26号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第28号とし、同条第25号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第27号とし、同条第24号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第26号とし、同条第23号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第25号とし、同条第22号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第24号とし、同条第21号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第23号とし、同条第20号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第22号とし、同条第19号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第9号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 法第16条の2第2項の規定による医師等への勧告に関すること。
- (10) 法第16条の2第3項の規定による公表に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。